

工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正について

1 改正理由

建設業法の一部改正等による公共工事標準請負契約約款の改正等に伴い、本県における工事請負契約書に添付する契約事項を改める必要がある。

2 改正内容

- (1) 工程表等について、受注者が作成する請負代金内訳書に法定福利費を明示させることとする。(第3条関係)
- (2) 下請負人等の選定について、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請人としてはならないこととする。(第6条の2関係)
- (3) 現場代理人及び主任技術者等について、工事現場に設置等をする者として監理技術者補佐を加えることとする。(第10条関係)
- (4) 著しく短い工期の禁止について、発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、著しく短い工期への変更をしてはならないこととする。(第20条の2及び第22条関係)
- (5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

改正後の契約事項は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。）を行う建設工事から適用する。

※具体的な改正内容は新旧対照表のとおり